

不動産公売のご案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売します。詳細は当機構ホームページをご覧ください。

- ◇日時 平成29年3月7日(火) 午後1時20分～2時20分
(午後0時50分から受付開始、午後1時から入札についての説明)
- ◇場所 水戸合同庁舎2階大会議室(水戸市柵町1丁目3番1号)



売却区分番号	見積金額 (公売保証金)	公売財産の種別と所在	買受適格 証明書の 要・不要
28-171	182,000円 (20,000円)	(土地)・茨城町大字中石崎字カナクソ1686番 田 383㎡ ・茨城町大字中石崎字カナクソ1688番 田 429㎡ ・茨城町大字中石崎字カナクソ1690番 田 144㎡ ・茨城町大字中石崎字カナクソ1693番 田 91㎡ ・茨城町大字中石崎字安越1676番 田 37㎡ ・茨城町大字中石崎字安越1682番 田 225㎡ ・茨城町大字中石崎字安越1695番 田 87㎡ ・茨城町大字中石崎字沖田谷原1769番 田 285㎡	要
28-172	30,000円 (10,000円)	(土地)・茨城町大字中石崎字下畑1104番1 畑 102㎡	要
28-173	31,000円 (10,000円)	(土地)・茨城町大字中石崎字下畑1108番1 畑 111㎡	不要
28-174	26,000円 (10,000円)	(土地)・茨城町大字中石崎字下畑1116番 畑 108㎡	不要
28-175	436,000円 (50,000円)	(土地)・茨城町大字中石崎字安越1653番 田 274㎡ ・茨城町大字中石崎字三町田1811番 田 178㎡ ・茨城町大字中石崎字三町田1815番 田 1265㎡ ・茨城町大字中石崎字小平田1635番 田 583㎡ ・茨城町大字中石崎字小平田1637番 田 842㎡ ・茨城町大字中石崎字小平田1641番 田 763㎡	要

※いずれの公売も中止になる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

【問合せ先】茨城租税債権管理機構 ☎029-225-1221
ホームページ <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

水戸・勝田都市計画用途地域変更に係る案の縦覧を行います

水戸・勝田都市計画用途地域変更に係る都市計画の案について、都市計画法の規定に基づき縦覧を行います。案に対しご意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

▼案の内容
水戸・勝田都市計画用途地域の変更(奥谷・小堤地区)

▼縦覧期間
2月6日(月)～2月20日(月)
※閉庁日を除く 午前8時30分～午後5時15分

▼意見書の提出方法
縦覧場所に備えた意見書に必要事項を記載し持参又は郵送で提出してください。

※2月20日(月) 必着

▼提出先
〒311-3192
東茨城郡茨城町小堤1080番地
茨城町長 小林宣夫(都市建設部
市整備課扱い)宛て

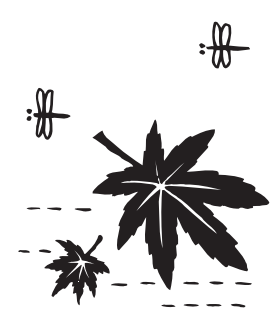
▼縦覧場所及び問合せ先
都市整備課
☎029(240)7116(直通)

酒沼ラムサール条約登録1周年記念イベント開催

酒沼のラムサール条約登録の1周年記念イベントを行います。酒沼の貴重な財産であるヒノマイトトンボについての講演や酒沼の未来を探るパネルディスカッションなどを行います。酒沼について考える良い機会ですのでぜひご参加ください。

なお、詳細は茨城県生物多様性センターホームページをご覧ください。

- ▼日時 2月4日(土) 午後1時30分～
- ▼場所 いこいの村酒沼 多目的ホール
- ▼参加費 無料
- 【問合せ先】茨城県生活環境部環境政策課 生物多様性センター ☎029(301)2940



平成29年度 県民交通災害共済のご案内

県民交通災害共済は、加入者が交通事故に遭い病院等で治療した場合、治療実日数に応じた見舞金を給付する相互共済制度です。

なお、平成28年度加入者の共済期間は平成29年3月31日までです。継続加入のお手続きはお早め!

- ▼共済期間 4月1日～翌年3月31日
(4月1日以降に加入した場合、加入した日の翌日から翌年3月31日まで)
- ▼加入要件 茨城町に住居登録がある方。または、町内に住所がある団体。
- ▼会費 大人900円
中学生以下(4月1日現在) 500円
- ※9月30日加入受付からは、それぞれ半額になります。
- ▼臨時窓口 平成29年2月1日(水)～3月15日(水) 3月16日以降に手続きの方は、町民協働課(2階15番窓口)までお越しください。
- 【問合せ先】町民協働課 ☎029-1291-8802(直通)

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

この制度は、平成29年分の確定申告から適用開始となりますので、平成29年2月から3月に行う確定申告(平成28年分)では該当しません。お間違えないようご注意ください。

平成28年度税制改正により、国民のセルフメディケーション(自主服薬)の推進を目的として創設されました。

制度概要 健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、**スイッチOTC医薬品(注1)**の購入費用を年間1万2千円を超えて支払った場合には、その超える部分の金額(上限8万8千円)について所得控除を受けることができるものです。

- 適用申告年分：平成29年分から平成33年分まで
- 対象となる方：以下のいずれかを受けている方。(申告者本人が下記検診等を受けている必要があります)
- ①特定健康診査(いわゆるメタボ健診)
 - ②予防接種
 - ③定期健康診断(事業主健診)
 - ④健康診査(人間ドック等)
 - ⑤がん検診

対象となる医薬品：**スイッチOTC医薬品(注1)**
※対象となる医薬品(約1,500品目)の具体的品名は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

申告者が自己又は生計を一にする配偶者その他の親族に係るOTC医薬品について支払った場合、対象となります。

(注1) 市販薬(要指導医薬品及び一般利用医薬品)のうち、医療用から転用された特定成分を含む医薬品。

控除額：以下の計算式で、上限額は8万8千円となります。
(年間支払った対象となる医薬品の購入費の合計額) - 1万2千円
※従来の医療費控除制度と同時に利用することは出来ません。申告者自身で選択することになります。

手続き：「所得税の確定申告書」又は「町県民税申告書」の提出が必要です。
【問合せ先】税務課 ☎029-240-7114(直通)